

第8回 熊本市自治基本条例検討委員会会議録概要

日 時：平成20年8月19日（火） 午後4時～午後6時

会 場：市庁舎4階 モニター室

出席者：山口会長、荒木副会長、落水委員、齊藤委員、下川委員、鈴木委員、田中委員、
前委員、寺本委員、西村委員、原委員、村上委員、松崎委員、山形委員、林委員

欠席者：木下委員

山口 会 長	<p>1 開会</p> <p>ただいまから、第8回熊本市自治基本条例検討委員会を開会いたします。</p> <p>本日の委員の方々の出欠についてですが、木下委員は、所要のため欠席との連絡が入っております。</p> <p>なお、本日の委員会につきましては、2時間程度を予定しており、6時には終了したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それではまず、事務局から、本日使用いたします資料の確認と内容の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>（資料確認）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次第・ 資料1 「一巡目 協議結果一覧」・ 「熊本市自治基本条例案にかかる提言について（第三次案）」・ 「三重・伊賀市の『議会基本条例』づくり奮闘記」 <p>資料1の「一巡目 協議結果一覧」につきましては、前回までの協議結果をまとめた資料です。</p> <p>次に、「熊本市自治基本条例案にかかる提言について（第三次案）」は、林委員から、また、「三重・伊賀市の『議会基本条例』づくり奮闘記」は、西村委員から、先程提出された資料です。以上です。</p>
山口 会 長	<p>2 項目の協議について</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速項目の協議に入ります。</p> <p>本日使用いたします資料は、前回の資料を使いますので、お持ちでない方は、事務局へ申し出て下さい。</p> <p>なお、前回使用いたしました「論点整理一覧（正副会長とりまとめ資料）」につきましては、前回の委員会で荒木副会長が申しましたように、これまで検討された4案の項目を全て盛り込んだものです。用語の統一、項目の重複、順序等の整理は行っていないことをあらためて申し上げます。</p> <p>用語や項目の整理等は二巡目で行いたいと考えておりますので、ご協力をお願い</p>

	<p>いいいたします。</p> <p>協議方法につきましては、前回同様、項目の概念を条例に盛り込むのか、盛り込まないのか、あるいは現時点では判断がつかないので、検討するのかをお聞きするのとあわせて、その理由やご意見があれば、お聞きします。</p> <p>恐れ入りますが、まず盛り込むのか、盛り込まないのか、あるいは検討するのか、その結論を先に述べていただきまして、その後、その理由を簡潔にお伺いしたいと思います。</p> <p>なお、新たなご提案等は、一巡目が終了した時点で改めてお聞きし、また検討項目の詳細な内容につきましても、二巡目で整理したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは協議に入ります。</p> <p>本日、協議を予定しております項目について一通り見ていただきたいと思います。（7ページから19ページに記載してある「項目」「小項目」欄を説明）</p> <p>それでは、7ページのコミュニティの4番目、「市民と執行機関」「新しい公共の仕組みづくり」から協議を始めます。</p> <p>「市民及び市の執行機関は、地域の自治を支えるコミュニティを尊重し、協働で担う新しい公共の仕組みづくりに取り組みます。」という規定ですが、いかがでしょうか。</p>
田中委員	<p>これは是非取り組んでいただきたいので盛り込むべきと思います。</p> <p>私は、「地域の協働」というか、地域がお互いにどう助け合って、どのように支援をしていくかということに一番関心があり、コミュニティにある程度「参画・協働」という視点が必要であると考えています。</p>
西村委員	<p>田中委員の意見に私も賛成ですが、前後の文脈がわからないので、会長と副会長にこのテーマをピックアップされた意図をもう少し丁寧に説明していただくことを希望します。</p>
山口会長	<p>前回の委員会でも説明しましたが、これまで検討された4案をベースに、一巡目は、項目として取り入れるか、そして、二巡目で内容を協議しようということだったと思います。</p> <p>また、この資料は、これまで検討された4案の項目を整理したもので、この項目を特にピックアップした意図はありません。</p>
荒木副会長	<p>これまで検討された4案を協議のたたき台として協議するということで委員の皆さんの賛成を得てスタートしていますし、新しい提案等については、二巡目で意見を出していただいて、委員の皆さんで協議することになっているかと思います。</p>
西村委員	<p>これまでに検討された4案については、数年前に作成された案ですので、その後、新しく全国で策定された条例に学びながら協議をしていくことが大事だと思</p>

	<p>います。より良い条例を作るというのが、この検討委員会の趣旨だと思うので、4案に固定して考えるのではなく、新しい提案を、十分議論するという点を確認したいということです。</p>
鈴木委員	<p>ここで「検討する」「盛り込む」「盛り込まない」を選んだ後に、新しい提案も入れ込んでいけるのか、ということであろうかと思えます。この段階で固めてしまうのではなく、新しい提案を、次の段階では検討するという前提でこの作業をするという確認をしたいということですよね。</p>
西村委員	<p>その時に、十分議論するだろうか、ということです。</p>
山口会長	<p>鈴木委員の言われたとおり、次の段階で、新しい提案の追加や修正をしたいと思えます。</p> <p>項目の協議に戻りますが、「新しい公共の仕組みづくり」については、「盛り込む」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次の「地域のまちづくりの支援」は、「市の執行機関等は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、市民による地域のまちづくりが推進されるよう支援します。」という規定ですが、いかがでしょうか。</p>
林委員	<p>盛り込むことに賛成です。</p> <p>ただし、まちづくりの定義については、後でまた議論になると思えますが、私は、まちづくりの支援については、地域のまちづくりという概念の中で小さい形の支援に限定するのではなく、市政全体における地域活動を行う組織や集団、または団体等に対する市の支援というふうに捉えております。いずれにいたしましても、地域活動への市の支援はしっかりすべきではないかと思えます。</p>
山口会長	<p>まちづくりの定義に絡むご意見でしたが、定義につきましては、二巡目で検討することとし、この項目は、「盛り込む」ということでいかがでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次の「コミュニティの定義」は、「コミュニティとは、市民一人ひとりが、自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいいます。」という規定です。</p> <p>内容や定義する場所は別として、「盛り込む」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p>
山形委員	<p>コミュニティについての定義は、重要なので、もう少し丁寧に検討し、場所を決める必要があると思えますので、よろしく願いいたします。</p>
山口会長	<p>場所については、二巡目で、もう少し検討したいと思えます。</p> <p>次の「対話の原則」は、「前2条に定める基本原則に基づき、市民、市議会及</p>

	<p>び市の執行機関は、討議及び対話を行っていかねばなりません。この場合において、何人も討議又は対話の場において発言した内容について、責任を問われません。」という規定です。前2条というのは、情報共有の原則、それから説明責任の原則ということです。いかがでしょうか。</p>
林委員	<p>「責任を問われない」という意味がわかりません。</p>
西村委員	<p>「対話の原則」の前段は、やはり行政の活動の基本に据えなければならないと思います。</p> <p>後段の「責任を問われない」は、何かの間違いでこうなったのだらうと思いますが、それぞれが責任を持つということで解釈していけば良いのではないかと思います。</p>
原委員	<p>市民への説明責任、市民の皆さんとの意見交換、それから市民の参画という点から、「対話の原則」は盛り込むべきと思います。</p> <p>「責任を問われない」という部分につきましては、1ページの市民の責務の「発言と行動に責任をもつ」と少し異なりますので、「検討する」でどうかと思います。</p>
山口会長	<p>前段については「盛り込む」後段については「検討する」というご意見でした。その他、ご意見はありませんか。</p>
田中委員	<p>条文全体をわかりやすくするためには、短く作らなければならないと思いますので、「対話の原則」のような当然のことについては、私は、盛り込む必要はないと思います。</p>
山形委員	<p>「対話の原則」は、条文としては減らすにしても、その内容はきちんと自治基本条例の根幹をなすものとして、どこかで規定すべきだと思いますので、この条文があるかどうかを含めて、「検討する」でいかがでしょうか。</p> <p>なお、後段については、私は、責任ある発言をすべきだと思っておりますので、責任を問われないのはおかしいと思います。</p>
山口会長	<p>後段については、個人としては自分の発言には責任を持つが、外から刑事責任追求されることはないという意味かと思うのですが。</p>
林委員	<p>「対話の原則」の前段については、説明責任や応答の手続き等の関係から見て、盛り込むべきと思います。</p> <p>後段については、国会と違って、地方議会の場合は、議場における討議について、民法上、刑法上の責任も問われます。民法の不法行為の類型である相手に対する名誉毀損、また、刑法における名誉毀損などが判例にもありますので、後段は盛り込むべきではないと考えます。</p>
山口会長	<p>整理させていただきますと、前段については「盛り込む」、後段については「検討する」というご意見がなければ、「盛り込まない」にさせていただきたいと思</p>

	<p>いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次の「まちづくり条例の整備」の一つ目、「参画と協働によるまちづくり条例等の整備」は、「市は、まちづくりに関する施策の計画立案、実施及び行政評価のそれぞれの過程において、市民が参加する権利を保障し、及び施策の決定に係る基本原則について定める条例等を制定しなければなりません。」という規定です。いかがでしょうか。</p>
寺本委員	<p>1ページの市民の権利で「まちづくり(市政)に参画(参加)する権利」を「盛り込む」としましたが、改めてここで別に参画と協働に関するまちづくり条例を定めるという意味が、理解しにくいと思います。</p>
田中委員	<p>これは、まちづくり条例とありますが、前段の地域のまちづくりの「新しい公共の仕組みづくり」に含めて考えたらいいのではないのでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>この項目は、簡素な自治基本条例であれば、個別のまちづくり条例が必要だという視点に立ってのものだと思います。「条例の制定にあたっての3者の協議」についても同様です。現時点では、自治基本条例全体の構成が決まっておらず、それによって変わってきますから検討課題でいいと思います。</p>
西村委員	<p>この検討委員会では、まちづくり条例を作るという議論をしているわけではなく、自治基本条例の制定のための論議をしているわけですから、自治基本条例の中に、「都市計画なども含めた地域のまちづくり条例」など個別条例を制定するというのであれば、明確にすべきだと思います。つまり、最高規範としての自治基本条例の下にまちづくり条例を個別条例として位置づければ、そんなに難しい問題ではないと思います。</p>
山形委員	<p>イギリスのソーシャルキャピタルは、宝くじ基金からの少額の資金を元手にして、地域で官がやるほどではないが、民間ではやらないような内容の仕事をやっており、例えば、子どもの放課後預かり事業、障がいを持つ子どもたちの教育の施設づくり、高齢の方が地域で暮らすための仕組みづくりなどです。</p> <p>このように、無給ではなく有給で働く人が熊本で増えれば、熊本の地域の力は上がると思います。</p> <p>退職後の人が年金だけで暮らすのではなく、プラスアルファがあるだけで、全然違う暮らし方が出来るという例を、私は勉強していますので、そういう仕組みづくりをどこかに盛り込めないかと思ったときに、自治基本条例で謳い、個別条例で、そのような仕組みを規定していくべきではと思っています。</p>
山口会長	<p>この項目については、まちづくりの定義や自治基本条例の構成が絡んできますので、「検討する」ということでいかがでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次の「条例の制定にあたっての3者の協議」は、「参画と協働は、まちづくり</p>

	<p>の根幹をなす重要な概念であることから、前項に定める条例の制定に当たっては、市民、市議会及び市の執行機関が協議して、参画及び協働の定義、内容等について明らかにするものとします。」という規定です。</p> <p>「参画と協働によるまちづくり条例」をこの自治基本条例検討委員会と同じようなテーブルで作っていくことを自治基本条例で定める規定ですが、このような作り方まで要るのかどうかです。</p>
田中委員	<p>どのように参画・協働が出来るのか出来ないのかは、大事なことだと思いますので、この検討委員会において早くこのことについて討議していただきたいと思えます。</p>
鈴木委員	<p>この項目は、参画と協働について3者でしっかり協議するテーブルが必要だということで盛り込んだものでして、今はこの検討委員会において3者で協議していますし、参画と協働がこの先のステップで明確になれば、この項目は外していいのではないかと思います。</p>
山口会長	<p>このような具体的な規定を置くかについては、もう少し検討するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次の「総合計画の策定」は、「市(市の執行機関、市長)は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市議会の議決を経て市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定します。」という規定です。</p>
西村委員	<p>総合的で計画的な市政運営を図るためには、総合計画が必要なのははっきりしていると思います。</p> <p>総合計画は、有限である地域の資源をどう配分していくかという非常に戦略的な計画であり、熊本市の中でも最高の計画である総合計画を、自治基本条例に位置づけて、総合計画を全市民のものにしていくという点では、行政や市議会の役割は、非常に大きいと思えます。</p> <p>現在、総合計画の策定が行われていますが、どのように進められているのかを前委員にお尋ねしたいと思います。</p>
山口会長	<p>資料を用意しているようですので、資料を見ながら説明をお願いします。</p> <p>(前委員資料配布)</p>
前委員	<p>総合計画は、市の一番上位の計画で、現在、第6次の計画を策定中です。一般的な構成としては、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で成り立っております。</p> <p>このうち基本構想については、地方自治法により策定を義務付けられており、議会の議決を要するという点で、平成20年6月の議会で、議決をいただいたところです。</p>

	<p>今後、基本計画、更には実施計画を作っていくということになります。基本計画については、基本構想を受けて、各事業の基本方針や目標、施策の体系などを示すものであり、本質的には任意の計画ですが、熊本市においては、基本計画につきましても「地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき案件」になっており、議会の議決を要します。</p> <p>更にこの基本計画に基づき、具体的な事業のプログラムが実施計画であり、行政評価を導入いたしまして、計画 実施 評価 改善の「マネジメント・サイクル」による進行管理を行い、毎年度、指標を立て公表しています。総合計画を策定するにあたっての市民参画の取り組みといたしましては、「検証市民会議」「基本構想審議会」で検討したほか、現在「協働と自主自立のまちづくり検討会議」を設置し、役割分担について議論していただいています。今後も地域説明会などの広報活動を行いまして、計画を策定していくこととしております。</p>
山口 会長	<p>地方自治法で議決が義務付けられていない基本計画について、議決案件にしているのであれば、総合計画を策定するということは、前提にあるということによろしいでしょうか。</p>
鈴木 委員	<p>盛り込むのであれば、熊本市では基本計画も議決事項としましたので、文言を整理したほうが良いと思います。</p>
山口 会長	<p>文言を整理し、「盛り込む」ということによろしいですか。</p>
落水 委員	<p>下の項目とあわせて整理するところもあると思います。</p>
山口 会長	<p>2番目から5番目の規定については、文言がかなり細かく分かれていますので、文言の整理はしたいと思います。</p>
山形 委員	<p>自治基本条例では趣旨とか基本理念を謳い、間違いなく行われるということが条例の文言で規定してあれば、再度、規定する必要はないと思います。ただ、議会が違う構成になって、止めてしまうことが考えられるのであれば、残しておかなければならないと思います。一度決まったことであり、なかなか変わらないということであれば、残さなくていいのかなと私は思います。</p>
西村 委員	<p>行政の活動を理解するためにも、議会と行政と市民の3者が一体となって総合計画を策定することを明確に謳う必要があると思います。</p>
山口 会長	<p>少し整理します。</p> <p>1番目は総合計画を策定することを義務付けている規定で、現在、熊本市では地方自治法96条2項の規定に基づいて、基本計画も議決対象にしているということです。</p> <p>2番目以降の規定は、策定方法等で、具体的には市民参加や市民周知などが規定されています。</p>

	<p>総合計画は、ほぼ全ての市町村で策定されていますが、一部つくっていない市町村もありますし、止めた市町村もあります。</p> <p>最近、時代の流れが速いので、10年の計画はやめようという話もありますが、1番目の規定では、期間は限定していませんので、4年に1回策定するなど様々な選択肢があると思います。</p>
鈴木委員	<p>議会の中でも、総合計画は、「タイムリーじゃなくなっている」とか、「ターゲットを絞るべきではないか」という話がでてきます。議会として、研究をしていこうという認識は各会派持ってやっていますが、それが大勢にまでなっていないところです。このような中、逆にここで謳ってしまうと、今準備している第6次総合計画は10年ですので、この10年サイクルの総合計画の容認にもなるなど今聞きながら思いました。</p>
西村委員	<p>いずれにしても、議会と行政が一体になって、計画的な行政運営をするために、総合計画は必要ですので、「盛り込むべき」だと思います。</p> <p>問題を2つに分けて考えるべきだと思います。</p> <p>1点目は、計画的な行政運営をするために、計画が必要かどうかということ。2点目は、その計画がどういう計画でなければならないのか、期限はどれくらいなのかなどです。計画的な行政運営を行うためには、やはり計画がなければならないというのが私の理論です。そして、中身については具体的に実情にあった計画に練り上げていくということだと思います。</p>
鈴木委員	<p>行政は、必ず総合計画を策定すると思います。</p> <p>熊本市では、前回の第5次総合計画から、成果指標を入れていますが、今回の総合計画は10年計画で、5年で見直しという計画になっていますが、本当に内容を表した指標になっていないというような議論や、何年サイクルがいいのか、総花的ではなく絞り込んで計画を推進していくのかなど、今度の第6次総合計画でどう修正できるのか、今ちょうど過渡期だと思っています。</p>
山口会長	<p>総合計画の内容については、予算と連動させようという市町村や、戦略的な計画とし総花的なものはやめようという市町村があります。つまり、「総合計画を策定しない計画行政」という可能性もあると思います。単に「総合計画をつくる」としてしまうと、その他の可能性をつぶしてしまいます。</p>
下川委員	<p>項目を「盛り込む」「盛り込まない」「検討する」を協議するにあたっては、若干、内容に入らないと難しい部分があると思います。これまで検討された4案が併記されているので、後の項目に入っているとか、さっきから議論になっていた順番の話ですとか、1項目毎に1条になるのか、まとめて1条になるのかなどが項目を考えた後に整理されてきて、二巡目三巡目の議論に入っていくのではないかと思います。</p> <p>そういう意味で今の議論を考えますと、地方自治法で縛られている総合計画</p>

	<p>云々というよりも、つくる段階の市民参画とか周知とかが一番気になる部分ですし、他の項目の中に吸収できるということが考えられますので、今は、総合計画の1・2・3・4・5については検討するとしてはいかがでしょうか。</p>
山形委員	<p>総合計画をつくるかつくらないかという話は置いておいて、この検討委員会の3者協議のような仕組みが活かされていく理念を謳えば、いいのかなと私は思います。</p> <p>今の総合計画のつくり方も、私自身参加していて、もう少し他の議論をしながら、言いたいという部分もあり、物足りない部分もありましたが、今現在の計画づくりはあんなものだろうなと思いました。</p> <p>逆に、議会が変わられて、もう少し行政と一緒に作るといって提案型の議会になっていければ、また違う形ができてくると思います。</p> <p>それは市民の側も勉強してもっともっとならぬといかないといけない部分だろうと思いますが、議会と市民と行政と一緒にやっていくということを謳っておけば、形は変わっていくと思います。</p>
山口会長	<p>熊本市の計画は総合計画だけではありませんし、その他の施策、事務事業などを含めて、全て協働という観点から見直すということで、ここでは1番から5番までの項目全てを「検討する」とさせていただきたいと思います。</p>
西村委員	<p>総合計画をつくるということ自体を検討するということですか。</p> <p>市民参加とか、周知徹底とか進行管理の部分は別にして、まず、総合計画をつくるべきかどうかという点は、はっきりすべきだと思いますので、私は、盛り込むべきだと思います。</p>
鈴木委員	<p>条例の中で、総合計画という言葉を入れるかどうかについて、今いろんな流れがあるので、いい条例・計画をつくるために、別にしっかり検討しましょうという意図ですから「検討する」でいいのではないのでしょうか。</p>
西村委員	<p>行政を計画的に運営するために、総合計画があり、基本構想と基本計画をつくるということを盛り込むことは、当然のことだと思います。それを検討するというのはちょっとおかしいのではないのでしょうか。</p>
松崎委員	<p>私は、総合計画は、盛り込む必要が無いと思っておりますが、盛り込まなくていいという意見と、絶対盛り込むべきという意見があるわけですから、ここは検討するというところでいいのではないのでしょうか。</p> <p>私は自治基本条例の中に総合計画をあえて一つの項目として盛り込む必要は本来無いのではないのかと思っております。</p> <p>むしろ議会の責務だとか行政の責務、市民の責務に分けて入れ込むべきだと思いますが、検討するというところで先に進んではいかがかと思っております。</p>
山口会長	<p>それでは、総合計画に関する項目の1から5は、「検討する」ということといたします。</p>

	<p>(一同了承)</p> <p>次は財政運営です。財政運営の仕組みは、財政健全化法が制定され、連結決算など具体的に規定された部分もありますが、あえて二重に書くという選択もありますので、その辺も踏まえ検討いただけたらと思います。</p> <p>1番目の「財政の健全性の確保と効率的で効果的な財政運営」は、「市の執行機関等は、財政の健全性の確保に努め、総合計画を着実に推進するため、効率的で効果的な財政運営を行います。」という規定です。</p> <p>総合計画が「検討する」になったので、総合計画を着実に推進するためという目的は取りあえず除いて議論してはいかがでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>地方分権を進め、地方自治を確立するためには、お金が必要ですから、財政運営の問題は、大変重要な問題だと思います。</p> <p>行政がどのように財政を運営しているのか、市民もどう参加するのか、議会はチェック機関としてどうやっていくかを謳うことはいいと思います。</p> <p>国の制度として、財政の健全化を示す4指標が定められましたが、この指標は、熊本市議会がずっと言い続けてきたものであり、既に取り組んでいますので、細かく書き過ぎると時代遅れになってしまうと思います。市民の財政への関わり方も含めて、全体的に「検討する」にしておいた方がよいのではないかと思います。</p>
林委員	<p>自治基本条例は、基本的に市役所の仕事を熟知しておられる、議員や行政職員など専門家のためだけにあるのではなく、高齢者も含めて市民が、自分たちの権利はどうなっているか、役所の仕事の中身がどうなっているか、自治基本条例の中から汲み取っていく、そういう条文構成にしていかなければいけないと思っています。そういう観点から、総合計画も規定の中にはもちろん必要ですし、財政運営についても、健全で透明な財政運営を行うことはもちろんのこと、財政の健全化を示す指標を示し、どう自治体の財政運営がなされているのか、それに対してどう市民が参画し、もしくは財政の健全化のためどうチェックをしていくかを自治基本条例の中に規定していくことは必要だと思います。10ページの「財政運営」は「盛り込むべき」だと思います。</p>
田中委員	<p>林委員が言われたことは必要不可欠だと思いますが、条例の文言の中に直接書き込むのではなくて、行政運営がどのようになされていて、市民が参画と協働により、どういう視点からどういう具合にチェック機能を果たせるかということは、別途詳しく解説しないとわからないと思います。もう少し参画・協働という視点から、整理して方向付けしたほうがよいのではないかと思います。</p>
西村委員	<p>財政運営をする場合、何を基準にするかということ、政策的な目的や計画で、それが基本計画ですから、基本計画と財政計画はリンクすべきだと思います。財政はあくまでも政策目標を達成するための手段ですが、基本計画も無い財政運営というのは考えられないと思います。</p>

齊藤委員	<p>基本計画と財政運営は、確かにリンクしていくのだらうと思いますが、財政問題は非常に大きく変化していくこともありますので、私は、基本だけ書いておけば良いと思います。</p> <p>財政計画は当然、市民の方にいつもお出しして見ていただくわけですが、他にも色々な財政の問題があるわけですから、それを一つ一つ取り上げていくわけにはいかないと思います。</p> <p>健全性の確保に努め、効率的で効果的な財政運営を行いますという規定は、色々な財政の問題を包含していると考えていいのではないかと思います。</p>
西村委員	<p>1番目はあくまでも原則です。具体的に、効率的で健全性を確保するには何をしなければいけないのかを自治基本条例では明らかにしなければならないと思います。自治基本条例は、憲法としての性格を持ちますので、具体的に議会と行政を縛らなくてはならないと思います。林委員の案の21条に書かれている「一般会計、特別会計、企業会計及び出資団体等の連結決算」「総合計画、原価計算の実施及び行政評価を踏まえて、最小の経費で最大の効果を上げるように健全で透明な財政運営」など具体的なことを明確にすべきだと思います。</p>
齊藤委員	<p>総合計画を着実に推進するためという規定は、非常にある面具体的な規定だと思います。総合計画を着実に進めるために、色々な財政のやり方があるということだと思います。</p>
西村委員	<p>財政のやり方ではなく、市民は、熊本市の財政の全体の状況をまず知らなければなりません。</p>
齊藤委員	<p>財政の全体の状況についての資料は、お出しできるし説明できるので、自治基本条例に具体的なところまで書かなくても、他の方法で市民の方は知る機会があるのだと思います。</p>
西村委員	<p>市民は、内部にいるわけではないので、行政が発表しなかったら、市民にはわからないと思います。</p>
下川委員	<p>今の段階で自治基本条例の定義付けが曖昧なままに進んでいますので、今のような議論になるのだと思います。私も財政のことは非常に大事だと思いますし、市民も財政状況を知った上でまちづくりに参画しなければならないという思いは個人的にあります。</p> <p>そういう意味で考えると、次のページの「財政に関する資料の作成と公表」だとか、「財政情報の説明」だとかが、大事な部分だと思います。総論の部分については、私は盛り込む必要がないと思っていますが、意見が分かれるので「検討する」ということでいかがでしょうか。</p>
山口会長	<p>財政健全化法で、公表すべき項目などが義務付けられていますので、自治基本条例では規定しないという考え方もありますが、いずれにしても、「財政運営の仕組み」については、「全て検討する」とさせていただきます。</p>

	(一同了承)
西村委員	財政健全化法で、何が具体的に規定されているのか明らかにしてもらいたいと思います。また、自治基本条例は熊本市の最高法規ですから、大事なことは明記することが必要だと思います。
山口会長	このことについては、二巡目の検討の場で取り上げることにしたいと思います。 次の「わかりやすい資料の作成と公表」は、「市の執行機関等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、公表します。(市長は、予算の執行状況ならびに財産、地方債、一時借入金の現在高その他財政に関する半年ごとの財政状況等を公表し、見解を示し、わかりやすく市民に説明しなければなりません。)」という規定ですが、いかがでしょうか。
山形委員	市民会議の際は、「中学生や高齢者にもわかってもらえる内容にしましょう」としていたかと思います。 また、幸山市長は、以前、行政の説明責任は、ただグラフを並べただけでは説明責任を果たしたとはいえない。わかってもらえるまで、具体的に細かくわかりやすく例えを使って説明して、納得してもらえるまでが説明責任だと言われたことがあります。このようなことを踏まえると、自治基本条例は、普通の市民でもわかってもらえるようなことを規定しておけばいいと思います。
鈴木委員	市民に公表し、説明していく視点は、私は新しいと思っておりますが、半年ごとに財政状況等を公開することは、難しいのではないのでしょうか。
前委員	1の括弧書きで、特に地方債は全ての事業が終わった後に、次の年の5月に入るものが多いので、どこまでどういう形で公表できるかとは、もう少し論議しないといけないと思います。
山口会長	「括弧の外の上2行」と「括弧の中の下4行」に分けて考えたいと思います。 まず、上の2行についていかがでしょうか。
荒木副会長	日本の地方財政は、制度的にも非常にわかりにくいと思いますので、わかりやすい資料の作成と公表は盛り込まないといけないと思います。それから括弧内の依存財源についての規定は、熊本市がいくら一人で頑張ってもどうこうできるようなものではないので、自治基本条例の中に謳いこむことは、これは難しいと思います。日本の場合は税が、行政政策目標に対して目的税の性格をもっておらず、何にどのように使われているかわからない性格の税が多いので、納税者である市民からすると、自分たちの納めた税金が何に使われているか見えてこないということになります。地方自治体の財政状況は、その上、依存財源がありますので、市民にとってわかりにくいものになっています。わかりやすい資料の作成と公表と説明を徹底して、北海道のニセコ町がやっていたように、家庭内で、親子が議論ができる程度の内容の情報を提供することが大事ですし、これが、議会意思と

	行政意思と市民意思との隔たりをなくしていくための一つの手法ですので、政策と財政（事業と経費）を結びつけたわかりやすい方式で、自治基本条例の中に謳い込む必要があると考えています。
鈴木委員	2番目の項目の、説明という言葉が1番目の項目に盛り込んだらどうでしょうか。 今、荒木副会長が言われたとおりで、熊本市でも、熊本市の家計簿という市民にわかりやすい冊子をつくっているということを宣伝しておきます。
山口会長	それでは、括弧の外については「盛り込む」、括弧の中についてはこのままの状態では「盛り込まない」ということよろしいでしょうか。（一同了承） 次は、2番目の項目「財政状況の公表、監査の強化及び財政情報の説明」で、「財務状況の公表、監査の強化及び財政状況の説明に努めなければなりません。」という規定です。
鈴木委員	熊本市では、中期財政計画を策定し、ローリングしながら公表していますので、2番目の項目と3番目の項目については、一本に表現をまとめるなど整理したほうが良いと思います。
山口会長	2番目の項目について、分けて考えると、1つ目の「財務状況の公表」と3つ目の「財政情報の説明」は、1番目の項目の「わかりやすい資料の作成と公表」と同じなので、あえて書く必要がないという見方もできると思いますが、「監査の強化」については、いかがでしょうか。
下川委員	普通は監査委員が監査しますが、監査の主体について整理をする必要があると思います。
西村委員	「わかりやすい資料の作成と公表」は、2番目の項目、3番目の項目も含め、何を公表するかについて、「検討する」にしたほうが良いと思います。
山口会長	一般的には監査委員の監査と外部監査がありますが、「監査の強化」といった場合、両方含んでいるのかがわかりにくいと思います。 現在、監査機能の充実・強化のための方策について、地方制度調査会で検討していますので、答申の内容によっては、法律で措置されるかもしれません。
齊藤委員	一般的な監査という意味では監査は必要だと思います。
山口会長	法律で定められていることをやっているだけでは強化ではありませんので、強化というからには、プラスアルファが必要だということでしょうか。
鈴木委員	熊本市では、監査制度として監査委員の監査と外部監査人が行う監査がありますし、外郭団体まで監査を実施している状況です。「監査の強化」というのは、どういうことを想定しているのかを含めて、検討しておかないと、言葉だけが歩

	<p>いてしまうと思います。議会としては、例えば100条を使ってやる方法も手法としてはある中で、監査をどこまで定義するかということもありますので、このままの言葉だと少し不具合があると思います。</p>
山口 会長	<p>いずれにしても、内容がわからないと強化のしようがないので、この項目については、「検討する」ということにさせていただきたいと思います。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次の「財政診断に必要な財政状況資料の作成」は、「財政診断に必要な財務諸表や、発生主義会計による財政収支を明らかにする財政状況資料を作成しなければなりません。」という規定です。</p>
前 委員	<p>現状を言いますと、バランスシートを連結した形で公表しております。発生主義会計による財政収支といったもののイメージが付かない部分がありますが、財政のわかりやすい資料をつくるという意味では、そういうものも大事だと思いますので、中身につきましては、「検討する」ということでいかがでしょうか。</p>
山口 会長	<p>「検討する」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次の「事業ごとの予算、決算、進捗度や達成度の評価、第三者評価、その過程と結果の市民への公表」は、「市長は、事業ごとの予算及び決算を明らかにし、進捗度や計画達成度を明示する独自の行政評価を行うとともに、第三者評価を受け、その過程及び結果は、速やかに市民に公表しなければなりません。」という規定です。</p>
前 委員	<p>熊本市では、行政評価を実施しております。12ページでも行政評価についての規定がありますので、その際に、行政評価を規定として盛り込むのか、中身をどう規定するのかを協議したほうが良いと思います。</p>
山口 会長	<p>事業ごとの予算、決算については、取り組まれているのでしょうか。</p>
鈴木 委員	<p>行政でいっている事業と、皆さんが捉えられている事業と意味が違っていると困ると思います。</p>
前 委員	<p>予算書の中では款・項・目・節となっており、事業別になっていませんが、実際に予算を作る際には、事業別で作成しており、市議会、委員会にも事業の中身で説明をしています。</p> <p>決算は、款・項・目・節とトータルの決算を行っており、行政評価の中での決算で、事業ごとに説明資料を作成し、説明をしています。</p> <p>事業のどこまでをいっているかを整理しなければならないと思います。</p>
山口 会長	<p>過程と結果の市民への公表についてはいかがですか。今の説明では、議会に対しての説明と市民に対しての説明は、少し違うのかなと思いました。</p>
前	<p>第三者評価は、今のところやっておりません。結果は当然公表しておりますの</p>

委員	で、過程の部分がこういった意味かというところを整理させていただきたいと思います。
鈴木委員	過程と結果については、各局からあがってきた予算要望に、A B C D Eまで5ランク付けて、採用するしないの理由も添付していますので、そういう意味で言っているならば、各局が要望して最終的な年度予算が決まる過程と結果が明らかな資料が出されているということを説明しておきます。
山口会長	査定書のインターネットでの公表を行っているところもありますが、熊本市ではいかがでしょうか。
齊藤委員	予算要望と査定の状況をホームページで公表しています。
西村委員	行政がどういう過程を経て循環しているのかと考えると、政策立案決定、事業の実行、評価、見直しがあると思います。見直しには、政策の見直しもあるし、組織の見直しもあるし、人事配置の見直しもあります。こういう行政過程における過程と結果の公表は、難しいことではないと思います。
山形委員	例えば、国から子育て支援の補助金が下りてきたのですが、子育てに使わず、竜田山を買ったということについて、おかしいのではないかと言いにいったことがありました。私もまだ全然熊本市のことがわかっておらず、議会も通っており、決定したことだと木で鼻をくくるようなお返事を頂き、悔しい想いをしました。それが私の市民活動の1つの原点でもあります。 そこをおかしいとか、評価できないとか、あなたのやり方はおかしいとか言えなかったのです。それを、いわゆる第三者評価とか市民の評価という仕組みを作っておくことによって、そういう使い方をするなら、それを半分にしておっちにも少しまわしてくださいとか、方向修正が出来るような仕組みができないといけません。
鈴木委員	今の話は、少子化対策臨時特例交付金の話ですが、これは、単年度のもので、補助金でなくて交付金でした。 国がメニューを用意して、総合子育て支援センターなど全部で7事業に使って、その中の1つとして竜田山の件も入っていたというのが現状です。一応それを説明しておきます。 今言ったように紐付きがいっぱいありまして、例えば、発達障がい児に対する支援員の配置も国では予算を付けているのですが、地方交付税の中に入っていますので、他でも使えるものになっています。 先程の山形委員の話は多分、地方特例交付金ですので他の用途にも使えるものだったと思います。
前委員	行政評価については、当然実施し公表すべきだと認識しておりますが、どういう過程まで実施するかなど中身については、もう少し趣旨を踏まえて、やり方を

	<p>考えないといけないと思いますので、検討させていただきたいと思います。</p>
鈴木委員	<p>後ろの行政評価と合わせて「検討する」ということでいかがでしょうか。</p>
山口会長	<p>次のページに行政評価が出てきますので、そのときにもう1回協議したいと思 います。</p> <p>(一同了承)</p> <p>間もなく予定していた時間となります。本日の協議はここまでとし、次回は「財 産管理計画」から再開することとします。</p> <p>3 次回開催について</p> <p>次回の開催については、事前に調整させていただきました結果、第9回が9月 24日水曜日、第10回が9月29日月曜日、第11回が10月31日金曜日、 開催時間は、いずれも午後3時から5時までですので、よろしくお願いいたします ます。</p>
西村委員	<p>座席についてですが、もう1年たちましたので、公平さを担保するために、順 番に席を1つずつ時計回りで移動してはどうでしょうか。</p>
山口会長	<p>今、西村委員からご提案がありました委員席の移動についてですが、私と荒木 副会長はそのまま、あとは毎回1つずつ時計回りで移動していくということ でよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次回からそのようにさせていただきます。</p> <p>4 閉会</p> <p>それでは、これもちまして本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p>